

令和7年10月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和7年9月19日付け（同月22日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

東京地裁及び東京簡裁の調停委員の氏名、性別、職業等をまとめた名簿（基準日が分かる部分を含む。）（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和7年7月16日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、原判断庁において不開示とした情報のうち、調停委員の氏名及び職業（以下「本件不開示部分」という。）は、令和3年度（情）答申第16号からすれば、不開示情報に該当しない旨主張するが、本件不開示部分は以下のとおり不開示情報に相当する。

(2) 本件対象文書は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所の調停委員の氏名及び職業等を記載した名簿であり、本件対象文書中の各欄に記載された情報は、各調停委員の記載ごとに一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(以下「法」という。) 第5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。この点、本件不開示部分である氏名に関し、苦情申出人が指摘する令和3年度(情)答申第16号の当時においては、裁判所では、常勤、非常勤の区別なく職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名については、法第5条第1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として原則として開示する取扱いとしていたものの、当該取扱いを見直した結果、調停委員名簿は、調停委員の氏名等を一覧化したものであって、登載されている各調停委員が担う職務遂行に関する活動についての情報は記載されておらず、調停委員名簿に記載されている調停委員の氏名は職務遂行に係る情報には該当しないと整理したものである。また、調停委員の職業について、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第3の2に基づく部分開示の可否を検討したが、職業は特定の個人を識別することができるか、又はそれにつながるおそれのある情報であり、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、不開示とすることが相当である。

なお、苦情申出人は、令和3年度(情)答申第16号によって開示された事実をもって本件不開示部分が開示されるべき旨を主張するが、不開示情報該当性は、開示請求がなされた時点の状況によって異なるものであるから、かつて開示されていた情報がその後も当然に開示されるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。